

平成30年度 憲法週間記念行事

着て・見て・体験 裁判所～判決を決めるのは君たちだ！！～ 開催報告

大津地方・家庭裁判所では、平成30年度の憲法週間記念行事として、平成30年5月26日(土)に参加型プログラム「着て・見て・体験 裁判所～判決を決めるのは君たちだ！！～」を開催しました。

22人の小学生と、その保護者に御参加いただきました。当日の様子を紹介します。



はじめに、大津地方裁判所民事部の裁判官と職員から、民事裁判の流れや民事裁判で使用する法律用語、この後の模擬裁判の内容について説明がありました。

集まった子どもたちは、少し緊張しながらも、真剣に耳を傾けていました。



模擬裁判の開始。裁判長・裁判官・原告・被告・代理人・証人の役に分かれて、シナリオに沿って進みます。配役は子どもたちが自分で選び、真剣な表情と迫真の演技を見せてくれました。



討論をするために、2つのグループに分かれて、みんなで原告の主張と被告の主張のどちらが信用できるのかを考えました。

自分の意見を話すだけでなく、人の意見も良く聞いて、活発な意見交換がされ、各グループで判決を決め、最後にしっかり発表してくれました。



賞状の授与。一生懸命、判決を考えた子どもたちに裁判官から賞状が渡されました。



裁判官への質問コーナーでは、子どもたちと保護者の皆様から、「なぜ裁判官になったのか」「1日、何件ぐらい裁判をするのか」等のたくさんの質問が寄せられました。

参加者から、「模擬裁判が楽しかった。」「裁判所を身近に感じることができました。」等の感想をいただきました。ありがとうございました。

大津地方・家庭裁判所では、年に2回、5月の憲法週間と10月の法の日週間に合わせて、様々な内容の行事を行っています。また、団体による裁判傍聴や裁判員制度説明会の申込みも受け付けております。

興味のある方は、総務課文書係（☎077-503-8112）までご連絡ください。

大津地方・家庭裁判所総務課